

平成 30 年 5 月 23 日
埼 玉 県
熊 谷 地 方 気 象 台

埼玉県土砂災害警戒情報基準の変更について

埼玉県と熊谷地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、平成 30 年 5 月 30 日から新たな基準により運用します。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村の避難勧告や、住民の自主避難判断の参考となるよう、平成 19 年 12 月から埼玉県土砂災害警戒情報を運用しています。

この度、県と気象台は、「埼玉県土砂災害警戒情報等見直し検討委員会」（委員長：埼玉大学田中規夫教授）の意見を踏まえ、新たに蓄積された降雨や土砂災害発生事例のデータを加えて土砂災害警戒情報の基準を最適なものに見直し、新しい基準で運用することとしました。

また、全域において土砂災害警戒区域等のない伊奈町、上里町、蓮田市、白岡町は、市町村の意向を確認した上で、土砂災害警戒情報の発表対象地域から除外することとしました。

なお、基準変更により、土砂災害警戒判定メッシュ情報※1 についても、より適切な判定結果となるため、避難対象地域の絞り込みを的確に支援できるよう改善されます。

記

- 1 基準変更日時：平成 30 年 5 月 30 日 13 時
- 2 基準変更範囲：埼玉県土砂災害警戒情報の発表対象地域
(発表対象地域(市町村)は次のとおり：
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、春日部市、松伏町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、熊谷市、鴻巣市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町)

※1 土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

（気象庁 HP） <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html>

問合せ先：

埼玉県県土整備部河川砂防課	荒川上流域・砂防担当	近藤	電話 048-830-5141
	荒川上流域・砂防担当	樋口	電話 048-830-5141
熊谷地方気象台	土砂災害気象官	大石	電話 048-521-5858 FAX 048-521-7933